

流山市農業委員会  
平成31年第2回  
総会議事録

平成31年2月8日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成31年第2回総会議事録

- 1 期 日 平成31年2月8日(金)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 7番 吉田 達弘  
8番 岡田 長政
- 5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員4名)
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 2番 金子 孝博  | 3番 中嶋 清   |
| 4番 小菅 康男  | 5番 染谷 一嘉  |
| 6番 石井 保   | 7番 吉田 達弘  |
| 8番 岡田 長政  | 9番 山崎 日出男 |
| 10番 小嶋 悦子 | 11番 小倉 節子 |
| 12番 水代 啓司 |           |
- 推進委員 秋元 正                      推進委員 酒卷 孝美  
推進委員 小林 常男                  推進委員 増田 正美

- 6 欠席委員・推進委員(委員1名/推進委員0名)
- 1番 鈴木 亨

- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 亀山 隆弘  
事務局次長 秋元 学  
事務局次長補佐 田村 敏一

### 9 会議目次

- |  |    |
|--|----|
| (1)議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について.....         | 1  |
| (2)議案第7号 農用地利用集積計画の決定について.....             | 3  |
| (3)議案第8号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....  | 7  |
| (4)議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について..... | 8  |
| (5)議案第10号 農地所有適格法人報告書の提出について.....          | 10 |
| (6)報告第4号 合意解約の通知について.....                  | 12 |
| (7)報告第5号 専決処理の報告について.....                  | 12 |

**▲開会 午後3時00分**

○水代議長 それでは、ただ今から平成31年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、ご報告いたします。

なお、1番 鈴木委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員であります  
が、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

7番 吉田委員、8番 岡田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第10号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第4号「合意解約の通知について」及び報告第5号「専決処理の報告について」を報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第6号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成31年2月8日提出

議案の1番と2番は関連がありますので、一括して説明します。

権利者は、流山市西初石の方で、職業は兼業の方です。

申請がありました土地は、流山市下花輪及び南の田2筆、合計面積は2,062平方メートルです。

申請事由ですが、農業後継者の育成のため、贈与するものです。

議案案内図については、1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の3番と4番は関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、松戸市小金原に住所を有する学校法人です。

申請がありました土地は、流山市野々下2丁目の田及び畑6筆、合計面積は6,207平方メートルです。

申請事由ですが、幼稚園児の教育用農園利用のため、売買で取得するものです。

なお、「教育を目的として設立された法人で、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる」目的で農地を取得する場合は、農地法第3条の不許可の例外として、許可ができるものです。

議案案内図については、3ページと4ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条の許可申請は、以上の4件です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、4件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

議案の1番と2番につきましては、同一世帯で関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

議案の1番の申請地は、流鉄流山駅の北約1.8キロメートルに位置している田1筆で、面積は1,031平方メートルで、議案の2番の申請地は、東武線初石駅の西約1.8キロメートルに位置している田1筆で、面積は1,031平方メートルであります。

申請理由は、農業後継者の育成のため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.4ヘクタールで、農業従事者は5名です。

続きまして、議案の3番と4番につきましても、同一権利者で関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅の東約1.5キロメートルに位置している田畑6筆で、合計面積は6,207平方メートルであります。

申請理由は、幼稚園児の教育用農園とするため、売買で取得するものであります。

次に、権利者の法人についてでございますが、権利者は、現在、松戸市小金原と埼玉県三郷市で幼稚園を運営している法人であります。

売買金額につきましては、総額で約1億5千万円とのことです。

今後の計画については、現況畑の農地については、果樹を植栽し、現況田の農地については、埋立てを行い農地造成後、サツマイモ等を植える計画です。

なお、埋立ての際には、近隣が住宅地のため、事前説明会を開催し対応したいとのことでした。

また、農地の管理については、茨城県に保管の農機具を使用し、農園管理を行うとのことでした。

以上のことを基に審議いたしましたところ、議案の1番と2番については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図られることや農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、また、議案の3番と4番については、農地法施行令第2条の不許可の例外に該当するため、全会一致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第7号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成31年2月8日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆で、合計面積は2,042平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の2番と3番は、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字東深井にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市上新宿及び北にあります畑2筆で、合計面積は3,109平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は、使用貸借です。

本件の議案案内図については、6ページと7ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の4番と次ページの5番も、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市木にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆で、合計面積は2,042平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、5ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の6番と7番も、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字東深井にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田4筆で、合計面積は3,919平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、8ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の8番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市下花輪にあります田1筆で、面積は1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は、使用貸借です。

本件の議案案内図については、9ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案の9番の権利者は、松戸市七右衛門新田にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田3筆で、合計面積は2,577平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。  
本件の議案案内図については、10ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が9件であります。

議案の1番は、更新により6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は63歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は、180日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

続きまして、議案の2番と3番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の2番と3番は、更新により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は70歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は、360日であります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みでした。

続きまして、議案の4番と5番も、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の4番と5番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は54歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は、250日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

続きまして、議案の6番と7番も、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の6番と7番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は64歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は、240日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

続きまして、議案の8番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は90歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は、200日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

続きまして、議案の9番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は80歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は、300日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の一番については、金子委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(3時16分 金子委員 退席)

○水代議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号の1番について、承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員であります。

よって議案第7号の1番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(3時17分 金子委員 入室)

○水代議長 次に、本案の2番から9番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 8番についてですが、年齢が90歳ということ、従事者が2名ということでしたが、もう一人の方は、長男の方ですか。

◎秋元次長 長男の方で、年齢61歳の方が後継者です。

◆7番(吉田委員) はい、わかりました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号の2番から9番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号の2番から9番について、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。



○水代議長 次に、議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願  
について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第8号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について  
次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

平成31年2月8日提出

申請者は、流山市美原にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市美原2丁目の畑2筆、面積は432平方メートルで  
す。

変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地  
の一部として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の  
地目に合せるために、証明願いの提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、11ページと12ページにございますので、  
ご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いに  
ついて」ご報告いたします。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武  
線江戸川台駅の北西約900メートルに位置している土地であります。

申請者が平成26年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から宅地の一部  
として利用されてきたとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております「昭和45年4月に撮影  
された航空写真」が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と  
異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。現地調査を行  
ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅  
地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって  
証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 はい、ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第8号については、証明することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第9号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成31年2月8日提出

はじめに、本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の身体の故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市後平井にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市後平井にあります畑5筆、面積は2,358平方メートルで、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は1,507平方メートルであります。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、本人で、身体の故障を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

また、本案の議案案内図につきましては、13ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の生産緑地に係る主たる従事者証明は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地につきましては、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北西約300メートルに位置しており、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内の土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。申請地が仮換地指定される以前は、ほぼ毎日、農作業に従事していたということです。

しかし、この方が体調不良になり、医師から農業を継続することは不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、使用収益が開始されたとしても農業経営は不可能であるため、証明願の申請がなされたものです。

申請地については、現在、土地区画整理事業中であり、使用収益が停止の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方は、農業経営の中心として従事しており、その方の身体が故障したことにより、農業経営が不可能となったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆水代議長 農業に従事不能の条件とは、どういうものがありますか。

規定はありますか。

◎秋元次長（生産緑地法施行規則の）規定がございます。

具体的には、両眼の失明、精神の著しい障害、神経系統の機能の著しい障害、胸腹部臓器の機能の著しい障害、上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害、両手の手指もしくは両足の足指の全部もしくは一部の喪失又はその機能の著しい障害などです。

また、1年以上の期間を要する入院、その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したものとなっています。

この方の場合、股関節症で農業に従事することができないという診断書が提出されています。

○水代議長 わかりました。

ほかにご質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、証明することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第10号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第10号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成31年2月8日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものです。

今回、報告がありました法人は、柏市中央町の農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、平成30年12月28日と書かれている欄が、今回の報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は、9,300平方メートルです。

法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

事業の種類については、農産物の生産・販売等です。

売上高は、全体の売上高に対し、売上高の全ては農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきましては、過半数の役員が農業に常時従事することとなり、当該法人の役員は5名で、農業に常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

なお、当該法人の市内農地について、農地取得後、現況にあまり変化がないため、引き続き、注視していただきたいと思いますと考えております。

議案案内図につきましては、14ページになります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第10号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いた

します。

今月の案件は、1件であります。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、役員要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆6番(石井委員) 当該法人の代表者は、何という方ですか。

◎秋元次長 代表者は、〇〇 〇さんです。

◆6番(石井委員) どちらの方ですか

◎秋元次長 柏市〇〇町です。

◆6番(石井委員) わかりました。

◆水代議長 柏市〇〇町というと、図書館のあたりですね。かつてそこに〇〇市場というのがありました。

購入した流山市内の農地では、耕作はしていますか。

○2番(金子委員) 変化ありません。

◆水代議長 変化ないというのは、草が生えているんですか。

○2番(金子委員) この時期なので、草は伸びていないのですが、変化が見られないんです。隣接地で耕作している鈴木委員が、よく知っています。

○水代議長 今後1年間は、鈴木委員に見ていただきましょう。

○7番(吉田委員) 昨日、柏の「かしわで」で、店舗のバックヤードに当該法人の品物がありました。どのくらいの出荷量かはわかりませんでした…。

○水代議長 柏市内でも畑を借りて耕作していますね。

○9番(山崎委員) 先日の小委員会の中でも、当該法人の耕作については、議論の1

つとなり、実耕作者の確認が必要だと認識されました。そのため、しばらくの間は、鈴木委員に注視していただくことが重要であると思います。

○水代議長 隣接地で耕作する鈴木委員や推進委員の方の業務にもなるのではないかと思います。

○酒巻推進委員 この件については、私も注視していきたいと思います。

○水代議長 厳重に確認をお願いします。

何かありましたら、事務局へご連絡をお願いします。

ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第10号については、承認することに決定いたしました。

小倉委員長、ご苦労様でした。

○水代議長 次に、報告第4号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号

合意解約の通知について

使用貸借の合意解約について、次のとおり通知があったので報告する。

平成31年2月8日報告

合意解約が行われました農地につきましては、流山市小屋にあります畑1筆、面積は76平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年1月22日です。

この報告の議案案内図につきましては、15ページにございますので、ご参照ください。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第5号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第5号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月8日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。今月の農地法第3条の届出のご報告は、1件、4筆、面積425.90平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。今月の農地法第4条の届出のご報告は、7件、24筆、面積2,237.98平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の農地法第5条の届出の報告は、27件、81筆、面積22,728.30平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が2件の計7件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が21件、マンションの区分所有が2件、工鉱業用地が2件、その他の建物施設用地が2件の計27件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成31年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後3時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成31年2月8日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

吾田 謙弘

流山市農業委員会 委員

岡田 長政